

ヴァル・デュシェスからマーストリヒトへ

EU労使関係システムの起源

中野 聡

1. 問題の所在

2011年は、オランダのマーストリヒトで開催された欧州理事会(1991年12月)が「欧州連合条約(Treaty on European Union, TEU)」に合意してからちょうど20年目にあつた¹。ギリシャ危機の波及とユーロ圏の結束の持続性が争点となってきたが、経済通貨同盟(economic and monetary union, EMU)に関する収斂基準(GDP比3%以内の財政赤字, 60%以内の政府債務残高, 低インフレ率の3加盟国平均値プラス4%を越えないインフレ率)を提示し、欧州中央銀行の設立と単一通貨の導入に至る過程を明示したのが、このマーストリヒト条約だった。他方で、政治同盟(political union)の争点は、共通外交・安全保障政策と本稿で扱う欧州レベルの社会政策の抜本的強化にあつた。

「社会政策に関するプロトコル(議定書)」と「社会政策協定」は、しばしば社会プロトコル(Social Protocol)と略称されているが、1991年12月、当時のEC加盟国12ヶ国中、EC社会憲章(Charter of Fundamental Social Rights of Workers)に基づく欧州社会統合に抵抗したイギリス政府のみが「オプト・アウト」する形で、欧州連合条約に添付された²。この社会プロトコルのうち、EU機関とマネジメント、労働の関係を規定する当時の第118a条案と第118b条案—現在のEU機能条約(Treaty on the Functioning of the European Union)第154条と第155条—は、西欧諸国に存在する多様な社会立法と労使協約の結合関係を、欧州レベルで再規定するものであり、現在まで続くEU労使関係システムの枠組みを確立したものと理解できる。

この周知の規定は、補足に訳出されているが(論文末補足を参照)、その概要は次のようなものである。

- ・欧州(旧EC)委員会に、バランスの取れた支援により労使協議を促し、基本条約に規定された社会政策項目に関して、共同体行動の方向性と提案の内容に関する2段階協議を行う責務を課している。この協議に際し、労使は協約などを締結するための交渉に入るこ

1 欧州連合条約は、1992年2月7日に調印されたが、1992年6月のデンマーク国民投票で否決されて批准危機を迎え、さらなる譲歩の後、1993年11月1日に施行された。

2 その後、1997年に“第3の道”を掲げるブレア労働党政権が誕生すると、アムステルダム条約(1997年10月調印)の社会政策規定に合意、社会プロトコル下で採択されたEU指令もイギリスに適用された。

ができる(第118a条)。

- ・労使が締結した欧州協約は、労使と加盟国の手続きと慣行に従って、または、通常の立法過程——欧州委員会の提案に基づく理事会の特定多数決に基づくが、社会保障や社会的保護、共同決定などに関しては全会一致——によりEU指令として、施行される(第118b条)³。

わが国には、こうした制度が存在したことはない。政権与党の利害団体との関係は、例えば自民党と業界および農業団体の相互依存関係が突出していたように、中立的ではなかった。行政機関は、市民参加と行政の民主化を目的に各種審議会を設置しており、厚生労働省の労働政策審議会などは、ILO指針に従って労使公益代表参加の形態を取るが、立法過程を拘束しない協議機関にとどまる。主要政党が、経済・使用者団体や労働組合、市民団体の(連合体の)公共政策への関与を、社会経済的目的を達成する手段として制度化することはなかったし、1982年11月に端を発する、わが国を席卷した新自由主義的構造改革の流れの中で、そうした可能性は失われたようにも見えた。

ネオリベラリズムのヘイデイには、サッチャリズム下のイギリス、レーガノミクス下のアメリカと同様、急進的な労組が組織と制度改革の阻害勢力として一面的に認識され、排除されてきた点も記憶に新しい。その一因は、労組のあり方そのものに帰せられるにせよ、方向性を吟味しない“改革”を熱望する風潮は、戦後日本に根付いていた産業民主主義的な意識、つまり集合的労使関係は労働市場の非対称性を効果的に補完し、民主的な企業組織とより公正な社会を実現するための手段足りうとする認識を損なうものだった。2009年9月に成立した民主党政権は、それ以前の市場原理主義的なアプローチからは転換したものの、不十分な政策配慮や偶発事件に翻弄され、わが国の公共政策にアクティブで包括的、統合的な“社会的側面”をもたらすには至っていない。

興味深いことに、欧州の一部の論者も、社会プロトコルのメカニズムが西欧諸国の大半に存在したものと異なると主張している。特に、2004年に *European Journal of Industrial Relations* 誌に発表されたシュレーダー(W. Schroeder)らの論文は、編者のハイマン(R. Hyman)も“論争的”と記したのだが、筆者のような海外の研究者にとりわけ新鮮な印象を与えた⁴。この領域における大半の研究が、EU社会システムの構造と(不)機能の分析に焦点をあてており、基幹制度そのものの正統性を問う議論はまれだからである。彼らの論点は、次のようなものである。

- ・2002年の社会対話に関するコミュニケーションにおいて、欧州委員会はこの制度が「欧州大陸の歴史にルーツをもつ……本質的構成要素」であると主張した⁵。この主張は、誤解

3 ここでは、旧EC委員会を含め、欧州委員会(European Commission)の表記を用いる。

4 W. Shroeder and R. Weinert (2004) 'Designing institutions in European industrial relations: A strong Commission versus weak trade unions?', *European Journal of Industrial Relations*, Vol.10, No.2. 奇しくも、編者は私の博士論文のエグザミネアの一人。

5 「マクロ経済ダイアログは、マネタリー、フィスカル、賃金政策の調整を進めるために設置され、組合によっても強く歓迎されたが、最初の数年の経験ではその影響力は失望するものであり、社会対話よりさらに弱い」と続く。

であり、カモフラージュである。基本的な問題は、社会対話の弱い構造や乏しい結果ではなく、それが大半の欧州の労使関係システムとエキスパートにとって異質な (alien to) 制度である点に存する。欧州委員会は、外部の批判を無力化するためにその起源を不明確化してきた。それは、制度的イデオロギーと呼びうる。

- ・ドロール欧州委員会の間、欧州共同体初期に遡る経済社会評議会は、社会的パートナー（労使団体）の協議機関の役割を果たすには弱すぎると判断され、社会対話構造の概念を推進した⁶。この過程では、中核諸国（主にフランスとベルギー）の団体交渉構造の影響力が基底的だった。設置された全ての合同組織が、これら社会の伝統である3者形態をもち…ベルギー政府は欧州社会対話の基本要素を提示した。この、政府の強い介入権を伴う“インターセクトラル（産業横断的inter-sectoral）”構造は、今日においても、多くの欧州諸国の労組にとって異質である。ドイツではクロスセクトラル団体交渉が存在せず、スカンジナビア諸国では1980年代の紛争以後、直接の政府の影響は抑制されてきた。こうした点は、社会対話が大陸欧州ではなく、フランスやベルギーなどの諸国のみの歴史に根ざすことを示す。
- ・欧州委員会のアプローチは驚くことではないが、不思議なのは異なる制度的アレンジメントに対し、ドイツを初めとする諸国から抗議がないことである。労使ともに、この種の構造の形成に反対しなかった。それは主に、1980年代には欧州が大きな問題ではなかったからである。この状況は、1992年のマーストリヒト条約により変わってしまった。

これは、事実なのだろうか？ EU社会統合の過程で生みだされた社会システムは、しばしば加盟諸国の類似システムを前提につくられたスーパナショナルな（つまり、どこにも存在しない）制度だった⁷。しかし、この主張によれば、（準）国家の強い介入権とクロス（インター）セクトラル構造という非西欧的特徴を、特定モデルに負うことになる。前者は、通常、西欧大陸諸国の社会規制メカニズムでは並存している（政府による）立法過程と（労使の）交渉過程の関係性に関するもので、欧州委員会は“水平的補完性”と呼ぶ。社会プロトコルは、前述のように、欧州委員会に社会的パートナーとの（2段階）事前協議を義務づけており、両者が相互に織り込まれる緊密な構造をなす。同様の規定は、例えば、社会コーポラティズムが発達したオランダの“ポルダー（干拓）モデル”には、ネオリベラル改革前まで存在していたが、フランス政府は交渉結果を覆す決定をなしうる。

EUレベルでは、なお分配交渉が欠落しており、それは政治的（EU機能条約第135条第5項は給与を欧州社会政策規定の権能外に置く）および構造的（労働市場の水平的分断）条件に帰することができる。それにもかかわらず、欧州社会対話と立法プロセスの関係性は、多様な形態を想定することもできるだろう。また、社会プロトコルは、交渉水準を規定しないまま、実質的にクロスセクター交渉を基軸に展開してきた。それは、なぜなのか。

6 彼らのこの叙述は、EMF（European Metalworkers' Federation）は、ETUCを構成する産業別労組組織見解に依拠している。

7 例えば、1970年以降の30年余りの試行錯誤の結果作られた欧州会社法と経営参加（従業員関与）指令がそうであった。

かつてフォークナー (G. Falkner) は、ロンギ (P. Lange) の課題を引き継ぎつつ、なぜ、EC諸国は競争力を損いうるマーストリヒト社会プロトコルを採択したのか? ('Why did they do it?') と問うたが (Falkner, 1998; Lange, 1993)、なぜこの労使関係システムなのか ('Why did they do like this?') の問いが、なお残る。社会プロトコルは、グローバルなネオリベリズムの潮流を背景に作られた社会システムという点で、現代史的な意義とパラドックスを有するだけに、なおさらであろう。これらの点を検証するには、ブリュッセル近郊のヴァル・デュシェス (Val Duchesse) で欧州社会対話が再組織された1985年1月から、欧州レベル労使が社会プロトコルの原案に合意する1991年10月までの経緯を、詳細に考察しなければならない。以下では、分析枠組みを提示、研究の経緯を示した上で、2011年11月4日から11日にかけて行った現地調査 (ブリュッセルとパリ) までに得た知見を叙述した。

2. 分析枠組み

ダンロップ (J. Dunlop) の古典的社会理論によれば、労使関係システムは、アクター (労使と政府エージェンシー) と特定のコンテクスト (技術と市場、社会における権力配置)、システムを結合させるイデオロギー、職場やコミュニティでアクターを統率する規則から構成される。アクターは、社会経済的状況の制約を前提に、異なるイデオロギー的選好を反映させつつ、社会規則を形成する (Dunlop, 1958; Clegg, 1979)。実証研究の課題は、社会プロトコルという手続き規則形成の過程を特定することにある。ここでは、これらの要因を、アクターとその選好、および構造条件 (structural conditions) に分離し、後者に社会経済的 (市場) 条件と加盟国の労使関係システム、政治的制約を包括した。

① アクター…… (準) 国家としてのEU関連機関、および社会プロトコル形成に直接関与したETUC (欧州労連) とBUSINESSEUROPE (当時のUNICE) (民間経済・使用者団体)、CEEP (公共セクターの経済・使用者団体)。特に、その欧州団体協約への選好が問題となる。欧州政治組織が、欧州団体協約をスーパナショナルレベルにおける社会規制の基本手段のひとつとして位置づけ、労組がその目的を達成する基幹的手段として求めてきたのに対し、ビジネスにとっての中核的課題は、(労組が長年にわたり批判してきた) 大規模単一市場の実現にあった。西欧諸国における労使交渉の分散化 (全国レベルから産業セクターへ、企業・事業所レベルへ) が進行する中で、フレキシブルな労働力を市場変化への適合手段とみなす経営者にとっては、労働・社会規制の集権化を求める積極的必要性は存在しなかった。

② 構造条件……多くの論者は、欧州レベルの労使関係とその可能性を展望するコンテクストで、欧州社会対話の社会経済的制約に言及してきた。シュトレック (W. Streeck) らによれば、自立的で集権的な労使交渉が存在しないため、資本と労働の関係を制度化する試みは、労働・社会政策上の課題への政治的対応という形態を取らざるを得ない (Streeck and Schmitter, 1991)。団体交渉の欠落は翻って、労働市場の分断の持続や国内労使関係システム間の不整合性、欧州全域を対象とする協約の拡張適用メカニズムの欠落といった構造的、政

治的条件を背景にしている。トラクスラー (F. Traxler) らも、また、欧州レベルに存在する構造的条件下から形成されるのは、非集権的かつネットワーク的な団体交渉に限られるとみなしている (Traxler, 2001; Marginson and Sisson, 1998)。

政治的制約は、ここでは特に、基本条約によってEU政治機関に付与・委譲された権限を指し、それは加盟国の為政者により政府間会議 (Intergovernmental Conference, IGC) で決定される外生変数として理解できる (むろん、IGCはゲームのルールを変えることができるのだが)。他方で、EU制度は国内制度をも前提としているため、後者も構造条件に含めうるだろう。

社会プロトコルとベルギー社会立法システムとの類似性は、その根拠を再検討する必要があるにせよ、上述のシュレーダーを含む複数の論者によって指摘されている (Miaz, 2005; European Commission, 2006; Welz, 2008)。

3. 研究プロセス

(1) 国内での資料収集

このテーマの研究は、社会政策学会の「EUのフレキシキュリティ政策」論文 (1月の入試直後から集中的作業を開始し、4月末に終了、8月校了) の執筆を間に挟む形で、2010年7月に始め、現在まで継続している (中野 聡, 2011)。研究プロセスは、通常通り、① 国内で収集可能な文献と資料の収集と分析、② 国外でのみ収集が可能な文献と資料の収集と分析、③ (特に、資料収集が困難な場合の) ヒアリング (複数回) から構成した。対象期間 (1985-1991年) は、IT革新直前にあたり、インターネットでの資料収集がかなり制限される。

2010年中には、2次 (刊行) 文献の収集とEUi (国内主要大学を中心とするEU情報センター) でのEU機関資料の収集を行った。卒論を書く学生には、「労多く単調だが最も大切」と説くプロセスである。ヴァル・デュシェスからマーストリヒトに至る社会・政治過程を理解するために当初利用した基本文献は、それぞれがかなりの大部なのだが、フォークナー (G. Falkner) の *EU Social Policy in the 1990s: Towards a Corporatist Policy Community* (1998年)、ヴェルツ (C. Welz) の *The European Social Dialogue under Articles 138 and 139 of the EC Treaty* (2008年)、そしてドゥジャンブ (J. Degimbe) の *La politique sociale européenne: Du Traité de Rome au Traité d'Amsterdam* (1999年) だった。これらのクロノロジカルな叙述は、社会プロトコルの形成過程の詳細とその解釈を、(一部ではあるが) 一連の協議過程に関与した人々の実名を含めて示している。

新自由主義的な構造改革がイギリス社会 (と北米、日本、欧州) を席卷し、対抗概念としての“第3の道”がようやく政策的端緒に着いた1990年代後半、コーポラティズムという古典的 (時代遅れの?) 概念と政治学における“政策ネットワーク”概念の交点にEU社会政策の展開を捉えたのが、フォークナー (G. Falkner) の著作である。彼は、マーストリヒト条約とその後のプロセスが、ブリュッセルに“コーポラティズム型政策コミュニティ”を生み出したと指摘した。

欧州の小国の知識人が外国語の習得に費やす努力と才能には、しばし畏敬の念を覚えるのだが、ヴェルツはフォークナーの主張と枠組みに依拠しつつ、オランダ語、ドイツ語、スペイン語、フランス語などの文献を駆使しつつ、659ページの大著で、その後のEU社会政策と社会対話の展開を追う。ヒアリングの折に欧州委員会の担当者から聞いたのだが、現在彼は、ブリュッセル自由大学で教鞭を取る。ドウジャンブ (J. Degimbe) の欧州社会政策史の資料価値は、彼自身がドロール時代の欧州委員会行政機関に身を置き、アドホックグループ (le groupe *ad hoc*) の議長として、“長いキャリアの最後の情熱 (Ross, 1995)” を社会プロトコルの中核部分の作成に注いだ事実由来する。EU機関の刊行資料に関しては、*Official Journal of the European Communities* のCシリーズや *Bulletin of the European Communities* とその補足、当時刊行されていた *Social Europe* などを1970年代、80年代、90年代の各期間ごとに収集、分析した。補完的に利用したのが Agence Europe 社が刊行する日刊紙 *Europe* だった。別名 *Agence Europe* で、英語版とフランス語版が刊行されている⁸。

2011年5月からは、1次 (未刊行) 資料の収集作業を開始した。幾つかの2次文献も入手したが、とりわけ有用だったのは、ロス (G. Ross) の *Jacques Delors and European Integration* (1995年) とドロール (J. Delors) 自身の手になる *Mémoires* (2004年) である。ドロール時代のバーレイモン (Berlaymont) —— 欧州委員会所在地 —— に米国から (?) 通い詰めたロスの叙述は、詳細で興味深い⁹。そこには、経済通貨同盟と外交・安全保障政策のみならず、マーストリヒト欧州理事会で最後まで争点となった社会プロトコルの決定過程も叙述されている。ドロールの回想録の社会政策に関する叙述は、他論文にもみられる一般的なものが多いが (巨大な政治組織のトップがコントロールしうるのは、むしろ社会制度の基本的枠組みなのだろう)、それを主導した当事者の立場から、端緒となったヴァル・デュシェス対話と、それに続くパレ・デグモン (Plais d'Egmont) 対話の問題を指摘する。

このテーマに関する最善の1次資料は、社会プロトコルを生み出す契機となった一連の会議の議事録である。こうした資料は、国内には存在しえない。まず入手可能性を問い合わせることは、イギリス時代に学んだりサーチの基本流儀でもあるが、歴史研究と異なり、こうした社会科学的分析の場合は、質問項目をかなり特定する必要がある。アクセスの困難さは、例えばC. ヴィルツの著作に引用されていない点から想定したのだが、その場合はヒアリングにより代替することになる。

8 両者が別紙と勘違いし、欧州委員会駐日代表部に問い合わせた (!)。

9 例えば、こんな叙述がある (pp.52-54)。「欧州委員会は、13階で生活し、会合を開いた。そこでは、毎週木曜にコミッションの小さなダイニングルームで、ドロール・キャビネットが、通常はスモークトサーモンと魚、サラダ、フルーツを、中級のボルドーで流し込む昼食会をもった。それからコーヒーとシガー、たばこ。……誰もが通常の勤務時間には調整し、組織し、ネットワークし、統括するための会議に没頭した。幾つかの例外を除いて、私のインタビューは夜の7:30から始まった。7:30から帰宅まで、それはほとんど常に9:00を過ぎていたのだが、キャビネットにとっては貴重な時間だった。彼らが自らの中で協議し、……展開するドシエに追いつき、仕事の中核である執筆作業に取り組んだ。……ドロールは、常に驚くべきスピードで働いたが、彼の周囲の人間、とりわけキャビネットにも同じことを要求した。その上彼は、働いた時間だけではなく、その“製品”の質で同僚を判断した。」

(2) 国外での資料収集とヒアリング

欧州委員会には、夏期休暇中の現地リサーチを念頭に、2011年5月にEU情報開示プロセスを介して関連資料を照会した¹⁰。欧州委員会からは、情報開示の再申請の後、開示期限（申請登録から15労働日）を過ぎた6月21日に文書量に鑑みて即答できない旨の連絡を受け、7月6日にPDF化された計50ファイル（大半がフランス語）を受領した。結果として、ブリュッセルでの資料収集ではなく、資料の分析が休暇中の作業になった。そこには国内のEUiが所蔵しないため、特に依頼した1989年のSEC文書や欧州委員会がポスト・マーストリヒトの政策形成のために1992年に作成された評価文書が含まれていたが、議事録はなかった。

資料の分析が大方終了した9月1日と8日、欧州委員会への資料の再請求、日本経済団体連合会に相当する欧州レベルの経済・使用者団体であるBUSINESSEUROPE、ETUCの研究機関であるETUI、欧州委員会中央図書館、関連Ph.D.論文を所蔵するフランス国立人文技術院（le Conservatoire national des arts et métiers）に資料照会を行った。欧州委員会中央図書館からの示唆に基づき、欧州委員会アーカイブ（Historical Archive）にも照会した。返答が得られない場合、約3週間後にメールを再送した。

欧州委員会の返答は、議事録を所管しないが、疑問点のインタビューには応じるというものだった。アーカイブには、30年間非公開の原則があり、開示には当該部署の許可が必要のため、もう10年待たなければならないことになる(!)。BUSINESSEUROPEからは、アーカイブの開示はできないが、ヒアリングに応じて良い旨の連絡を受けた。残る3機関からは、利用日時の事前連絡のみを求められた。これらの回答により、第1回ヒアリングの後に、調査票調査（と可能ならば第2回ヒアリング）を行う必要性が明らかになり、それを念頭に第1回調査票を作成した。

週末に中部空港を発着する便は1ヵ月前からほぼ満席で、ベルギーの祝祭日の関係から、11月4日（金）から11月13日（日）までの調査日程を組んだ。その目的は、未収集資料の所在を確認し、ヒアリングを通して新たな知見を獲得、1991年合意の当事者を対象とした調査票の再送付の可能性を照会することにあつた。11月8日、欧州委員会で資料送付などを担当してくれたパーソン氏（Ms. Carin Persson）を介してチャップマン氏（Mr. Andrew Chapman/ Deputy head of Unit, Unit B1, DG Employment, Social Affairs and Inclusion）、翌9日にBUSINESSEUROPE本部でセリュッティ氏（Mr. Maxime Cerutti/ Senior Advisor, Social Affairs Department）との面談を行った。

ブリュッセルの諸機関では、今や国籍の判断が困難なのだが、前者はイギリス人、後者はフランス人だった。彼らは、真摯に疑問に対して意見を述べ、また、調査への協力を表明してくれた。特に、チャップマン氏は、ドウジャンブ氏への調査票転送を提案し、ドロール委員会で社会政策を担当したヴァンチュリーニ氏（P. Venturini）の現在の所在に関する情報を提示してくれた。パリの人文技術院を含む機関では、（しばしばかなり基本的な）資料を手入、アムステルダム为社会史研究所に一部ETUC文書が保管されていることを確認した。

10 このルートは、その後の改正（海外の研究者にとっては改悪）により、現在EU加盟諸国市民に限定されている。

時間と費用の制約が大きく、試行錯誤が避けられない国外の社会経済システムの分析は、常に困難を伴う。博士課程の頃を追想しつつ、こうした作業を効率的に行うには、研究休暇が欠かせないと改めて実感した。帰国後の作業は、次のプロセスから構成した：① 収集文献の分析を進めながら、BUSINESSEUROPE関係者を対象とする調査票を作成し、② いわば“中間報告”であるこの原稿を執筆、③ 収集文献の再分析を進めながら、欧州委員会関係者を対象とする調査票を作成する。送付日程は未定だが、2012年度初めを想定している。

4. ヴァル・デュシェスからマーストリヒトへ

(1) ヴァル・デュシェス対話以前

欧州の社会的側面 (social dimension)、特に、それを実現する手段としての政労使代表の定期会合に関する提案は、少なくとも1970年に遡るが、現在の欧州社会対話の直接の先駆となったのは、ベレゴヴォア (P. Bérégovoy) が1984年2月に組織した非公式会合だった (Degimbe, 1999)¹¹。当時、欧州委員会は対話再開を模索しており、提案は欧州委員の支持と閣僚理事会の承認を受けていた。ミッテラン政権の雇用・労働相 (後に財務相、首相) ベレゴヴォアの目的は、ETUCとUNICEのメンバーである労使連盟の主要代表を交えて共同体が社会領域で取りうる新たなイニシアティブを検証することにあった。

ベレゴヴォアは、「共同体レベルで取りうる行動は、加盟諸国で社会的パートナーが権能を有する領域と契約関係の重要性に鑑みつつ、特定の役割を考慮しなければならない」としつつ、労使社会対話、そして、リストラクチャリングと新技術利用の観点から (若年) 雇用問題に関する省察を深めることを求めた。このコンテキストで、すでに労働団体の代表が、水準を問わずに協約達成の意思を示したのに対し、使用者団体代表は留保を表明、共通の一般のオリエンテーションを探ることが現実的だと主張した。

この頃の欧州委員会の見解は、同年9月に刊行された“共同体における社会対話 (the social dialogue in the Community)”と題する文書に示されている (European Commission, 1984)。文書は、雇用に関する常任委員会創設に道を開いた最初の3者コンフェランスから15年、初めて共同体の経済的および社会的決定に産業の両サイドによる参加を拡大する必要性に言及したパリ欧州理事会から12年、共同体労働人口の約11%が失業する現況を背景に、欧州政府と産業の両サイドの対話を通して社会的コンセンサスを求める呼びかけが欧州理事会の全会合で繰り返されてきた点を指摘している。

11 初期の提案には、ルクセンブルク首相、ヴェルナー (P. Werner) が議長を務めた段階的な経済通貨同盟 (Economic and Monetary Union) の実現に関する1970年10月の報告 (European Council/Commission, 1970)、パリ欧州理事会の宣言 (European Commission, 1972)、労組とUNICE合同の要請にしたがって、ドイツの協調行動をモデルに1970年に組織された3者コンフェランス (Tripartite Conference) およびコンフェランスが組織した雇用に関する常任委員会が含まれる (Degimbe, 1999などを参照)。また、当時のEC委員会副委員長のバル (Raymond Barre) が1968-1972年にかけて年2回、ヴァル・デュシェスの小修道院かコミッションのサロンに約20人の共同体6カ国の使用者と労組連盟代表を招待している (Degimbe, 1999)。

文書によれば、ほぼ全ての加盟国において、政府の経済、産業、社会政策と産業の両サイドの決定の間にはコンスタントな相互作用が生じている。この相互作用を共同体レベルに引き上げることは非常に困難なのだが、効果的な社会対話には欠かせない。このためには、共同体機関と産業の両サイドの対話、および適切なレベルでの産業の両サイドの対話双方が必要であり、前者に関しては雇用のための常任委員会があるものの、不十分と考えられている。

欧州社会対話の展開には、3つの困難がある。まず、加盟国の政労使対話の対象領域が、各国独自の概念と制度に依拠していること。次に、共同体行動へ向けた十分な展開がみられないこと。オランダの労働社会相が指摘したように、産業の両サイドが共同体の精神で行動することを学ばず、閣僚が産業の両サイドと決定を行うことを学ばないならば、社会対話の結果はそれぞれの立場の併記にとどまり、社会的コンセンサスの潜在的価値を制限することになる。文書は最後に、より深い社会対話を共同体レベルで行おうとする政治的意思が存在するのか、という疑念を示している。

(2) ドロール欧州委員会とヴァル・デュシェス社会対話 1985年-1987年

この疑念は、翌1985年1月31日には、とりあえず解消されることになる¹²。欧州レベルにおける産業の両サイドの対話を“社会的側面”の基軸として位置づける政治的意思と努力が、ドロールらの尽力により、ヴァル・デュシェス社会対話に結実したからである。当時の共同体ブレティンは、1月31日、ドロールと数名の欧州委員会メンバーが、ETUCとUNICE、CEEPのハイレベル代表と会談した事実を報じ、「経済社会状況の構造的および循環的側面、企業の近代化と労働市場の組織と機能に関して行われた建設的な討議は、産業の両サイドとの対話の良好さを予期させるものだった」と簡潔に伝えている (European Commission, 1985a)。

その経緯に関するクロノロジカルな叙述は多いが (Goetschy, 1991; Ross, 1995; Falkner, 1998; Degimbe, 1999; Delors, 2004など)、欧州システムの基本要素が形成される過程を十分に特定していない。① この試みは、なぜクロスセクトラル対話の形態をとったのか？それは、特定社会の伝統を反映したためなのか？② この対話で、欧州団体協約を求める方向性が議論されたのか？また、③ 立法過程と交渉過程の関係性は、いつ、どのような形で具体化したのだろうか？¹³

最初の点に関しては、初期のクロスセクトラル対話が1991年10月にその姿を現す欧州システムの形態に影響を与えた限りで重要なのだが、仮説を示すことができる。アクターの観点からは、欧州レベルでの制度的連続性と目的、構造的観点からは相対的に未発達なセクトラル対話の状況を指摘することができるだろう。しかし、それらを“実証”することには、困難が付きまとう。

欧州レベルにおけるゲームのルールを決定する上での主要アクターである欧州委員会からみると、ヴァル・デュシェス対話は、1977年に断絶したクロスセクトラル対話の再開であり、また、1997年に始まる欧州雇用戦略 (European Employment Strategy, EES) の前身である

12 この経緯に関する日本語文献は、前田充康の『EU拡大と労働問題』日本労働研究機構 1998年を参照。

13 これらの論点は、(3)節のもの同様、2011年11月に利用した調査票の内容を反映している。

“雇用拡大のための協調的成長戦略 (cooperative growth strategy for more employment)” の手段として位置づけられていた。この経緯と目的からは、クロスセクター対話の展開を提案することが容易であったばかりではなく、適切だった。

ドロール自身が、メモワールの第11章“発展期”において、ヴァル・デュシェス対話がなぜ開始ではなく再開なのかと問い、「単に、1977年まで、毎年、労組と使用者団体、コミッションと各国政府の会合が開かれていたから」と指摘している (Delors, 2004)。ドイツの政策協調、“Konzertation (Konzertation)” をモデルにしたとされるこの会合は、彼にとっては“信仰なきミサ (des messes sans la foi)” であり、さしたる成果を収めることなく断絶した¹⁴。彼の回答は、それを雇用創出を目的とした成長戦略の一部に組み込むことにあった。これまで何度も対話開始のイニシアティブがあったが、欧州委員会委員長が、統合ヨーロッパ建設の上で重要な役割があると伝えるためにイニシアティブと責任を取ったのは初めてだった (Degimbe, 1999)。最初の会合の目的は、大規模市場の実現に伴う共通の問題に関して、社会的パートナーの見地を調和化ではないにせよ、接近させるための対話が望ましいことを認めさせることにあった。

協調戦略そのものは、このノートの中心的論点ではないが、それがどのような方向性を持っていたのかを理解しておくことは欠かせない¹⁵。経済問題担当委員のパイファー (A. Pfeiffer) が欧州委員会案として提示した協調戦略は、共同体の成長率を当時の年率2.5%から3-3.5%へ増し、成長を雇用創出に結びつけることを目的とした (European Commission, 1985b)。この成長は、理事会への年次経済報告によれば、雇用成長率1-1.5%を達成し、1990年には失業率を7%程度に抑制しうるだろう。

雇用創出的成長を達成するためには、マクロおよびミクロ経済的条件が満たされねばならない。前者に関しては雇用創出的投資が必要であり、それはビジネスの責務となる。目的の達成は、そうした投資へのリターンに依拠する。この条件が満たされれば、実質賃金は適切な年率で増加し、需要を維持しうるだろう。需要を支えるための経済政策は、労組による賃金抑制と相互関係にあるのだが、生産能力を拡大する投資に対して総需要が十分に反応しない過渡的期間において正当化される。

ミクロ経済レベルでは、(労働)市場の適応性を改善する措置を求めている。各国政府と

14 理事会は、労組とUNICE合同の要請にしたがって、社会理事会議長が主催する3者コンフェランスの組織を決定した。コンフェランスは、経済相と労働相、コミッションと共同体6カ国の使用者と労組主要代表を集めた大規模な会合であり、最初の折には (1970.4.27 & 28)、参加者が失業と雇用問題を討議した。この結果、同年12月に創設されたのが、雇用に関する常任委員会 (un Comité Permanent de l'Emploi) だった (Degimbe, 1999: 199)。

15 ロスは、ドロール時代の基本政策の多くが1970年代に遡る点を指摘している (Ross, 1995)。実際、社会基金が初めて雇用創出、特に若年者の就業プロジェクトに利用されたのは、1978年12月の理事会規則による (European Commission, 1987)。ワークシェアリングは、1977-79年の3者コンフェランス (経済・財務相、社会問題相、コミッション代表と社会的パートナー) や社会問題理事会、雇用に関する常任委員会のアジェンダとなった。1981年には、社会領域における優先事項として、失業撲滅のための経済社会戦略の展開が措定され、1982年7月には、失業を撲滅するための共同体プログラムが採択された。ドロール戦略は当時、欧州理事会では一定の成功を収めたものの、経済財務相レベルでは全く実施されなかった (Delors, 2004)。

共同体は、既存の規則と規制が市場の機能と新規（中小）ビジネスの創設を妨げていないかを検証すべきである。フレキシビリティを増す努力の目的は、社会的フロントでなされた成果を破壊することではなく、新たな職を生み出すことにある。それが可能な限りで、経済的効率性は、社会的成果の維持・発展と調和しうる。このシナリオを実現するには、全てのステークホルダー、つまり共同体、国内政府、使用者と労組が、その施行のために完全に協働しなければならない。1985年11月12日の第2回ヴァル・デュシェス対話は、「成長に関する宣言」を採択、協調戦略の大筋に合意し、問題を探求するための作業グループ設置を決定した¹⁶。

1979年春のサッチャリズムに端を発するネオリベラル構造改革は、当時、レーガノミクスや中曽根構造改革としてグローバルに展開しつつあった。ドロールは、1985年5月のETUC kongressに際し、彼自身が「ステータス・クオの保持者でも、市場とサプライサイド政策のために、市場管理の手綱を解き放つ者」のいずれでもなく、欧州団体協約の実現は労組出身の彼の「絶対の夢 (rêve absolu!)」であったと書いている (Delors, 2004)。ネオリベリズムの時代における、またギデنز (A.Giddens) らの“第3の道”論に先行する欧州版代替戦略の推進は、「1993年白書に至るまでの政治行動の動機」をなし、また、雇用戦略からリスボン戦略、“Europe 2020”に至る一連の社会経済プログラムの起点のひとつをなしている。

ロスによれば、この政治哲学は、“社会的側面”や“欧州社会モデル”のイデオロギー的志向性を反映している (Ross, 1995)。ドロールは、単一市場完成による投資と成長、雇用創出が、欧州の存続にかかわる問題だと信じていた。しかし市場は、それ自体では望ましい結果を生みださない。この点で、アングロ・サクソン自由主義は、本質的事柄に欠ける。市場は、個人を律し、選好を構造化する特定かつ広範な社会のモデルの中に存在する。混合経済、近代的労使関係、福祉国家、そして社会的公正へのコミットメントを中核とする欧州社会モデルの概念は、大陸欧州の社会民主主義とキリスト教民主主義の主流派にルーツを持つ。社会は市場以上のもの、シティズンシップは消費以上のものであり、政府は経済的な交通整理以上の役割を果たすべきである。ソーシャル・ディメンションは、社会的結束の実現と社会的ダンピングの防止、そのために必要な共同体法と社会対話を包括するものだった。

一部の論者は、クロスセクトラル対話が、フランス社会の伝統と整合性を持つ点を指摘している。ゴエツィによれば、社会的パートナーによる共通見解の策定を目的とする対話は、契約の体系化作業の端緒として位置づけられていた (Goetschy, 1991)。法的拘束力をもたない見解は、フランスのインタープロフェッショナル枠組み協約に似ており、そこに内包される取引きは、一部の社会協定 (pactes sociaux) における妥協に近い。他方で、フランスの労使関係における意思決定水準は、セクトラルおよび企業（または事業所）レベルにあり、制度的類似性に欠ける印象も与える。この点に関しては、欧州委員会による労働条件の比較

16 雇用と経済の展開をモニターし、協力戦略で指摘された課題をより詳しく検討することを責務とするマクロ経済WPは、Alois Pfeifferを議長に1986年3月24日、最初の会合を開いた。新技術と社会対話に関するWPは、技術導入に関する産業内対話に関して共通政策の可能性を検討する役割を担い、コミッション副委員長で雇用、社会問題、教育を担当するManuel Marínとともに、3月25日に最初の会合を開いた。

研究が示すように、むしろ中立の議長の下で社会的パートナーが代表される労働委員会 (le conseil national du travail) において多数のインターセクトラル協約が締結されてきたベルギー社会制度に類似している (Commission des Communautés Européennes, 1989)。もっともベルギーは、企業が職業カテゴリーが主要交渉水準であるイギリスとは逆の形で、セクトラル交渉が中心である加盟諸国の“極端な例外 (l'autre extrême)”をなしていたのだが、

ゴエツィは、当時のセクトラル対話の状況をも記している (Goetschy, 1991)。1960年代の欧州委員会と社会的アクターの熱意により、パリティー (労使同数) セクトラル委員会が統合政策のある産業 (石炭、鉄鋼、漁業、農業、陸運、海運など) に設置された (Goetschy, 1991)。その役割は、欧州委員会の経済社会的決定に社会的パートナーが参画し、欧州団体協約を交渉することだったが、安全や労働条件、訓練、雇用に関する多数の見解が作成されたものの、協約に関しては失望させられるものだった。1970年代には、欧州拡大と使用者による欧州社会規範形成の拒否により、他セクターでの制度化が困難であることが明らかになった。

他方で、異なる形態と資源を有する非公式社会対話グループが、金属、繊維、建築、銀行、小売セクターなどに設立され、それぞれの経済社会問題に関する意見交換を行った。その存在はセクトラル使用者の意思に依拠しているのだが、1990年までには、金属やホテル、林業・建築セクターにも波及した。他方で、欧州委員会が社会対話委員会の設置、構成と運営に関する基準を提示し、非公式対話を制度化したのは1998年コミュニケーション、“共同体レベルにおける社会対話の適合と促進”を待たなければならなかった (European Commission, 2003)。インタビューの一人が、初期社会対話がクロスセクトラルレベルで展開した理由の一つとして指摘したのも、この点だった。

2番目の問題は、すでに言及したヴァル・デュシェス対話の目的とも関係するのだが、UNICE 会長だったティスケヴィッチの叙述から容易に回答できる。「むしろ一般的な会合アジェンダ (域内市場、産業協力、成長と雇用、労働市場、社会政策) にもかかわらず、彼の主な目的は、使用者があれば反対していた指令案の洪水を止める代わりに、社会的パートナーが相互に話し合うことに同意するか尋ねることにあつた。この初期段階でも、ドロールは社会的パートナーに拘束力ある協約を交渉してもらいたいのだということを何も隠さなかった (Tyszkiewicz, 1999)」からである。

前任のUNICE会長は、著名なイギリスの産業家ペノック卿 (Lord R. Pennock) だった。現場レベルでの労使関係に成功した経験を持つ卿は、ETUCとの対話に乗り出す用意があり、欧州委員会委員長のイニシアティブに対して開かれていたが、当然、加盟団体にも留意しなければならなかった。その中には、遅かれ早かれ、彼らが強く反対する欧州レベル交渉に導くと考え、対話に乗り出すことを危険視する人々が多数いたからである。この観点からは、ゲームのルールを決定する主要アクターとしての経済・使用者団体構成員の思想と行動が、制度の最終的形態に影響を与えたことは疑う余地がないだろう。結果として、ヴァル・ドゥシェス対話は、3番目のテーマである立法と交渉過程の関係性の模索には至らなかった。この課題は、パレ・デグモン社会対話、そしてパイロットおよびアドホックグループに持ち越されることになる。

(3) パレ・デグモン対話とパイロットグループ 1987年-1991年

立法と交渉過程の関係性は、1987年5月に始まるパレ・デグモン会談以降、徐々に具現化した。1989年1月12日に設置され、同年3月から1991年1月にかけて6会合をもったパイロットグループには協議請求権が付与され、また、社会憲章行動プログラムの個別案件に関して協議が行われた。次いで、1991年1月25日のパイロットグループ会議により設立されたアドホックグループは、法的小および協約的小アプローチの構成、そして共同体レベルでの交渉に伴う法的小および技術的小の問題に関する意見交換に集中し、社会プロトコルの中核部分を策定した。ETUCとCEEP提案を受け入れる形で、UNICEを含む社会的パートナーが欧州理事会議長長のサンテル（J. Santer）に前提条件——自治の承認と保障、社会政策領域における強制協議、社会対話が加盟国レベルの団体交渉を強化することなど——をまとめた書簡を送付したのは1991年6月下旬、最終合意に達したのは10月31日だった。

事前協議規定は、なぜ形成されたのだろうか。以下に叙述するように、1991年10月末日に至る過程は、政労使のアクター、とりわけ欧州社会協約を包括する基本条約の社会政策条項を求める欧州政治組織と、グローバルな規制緩和政策の展開と労働市場管理の分散化を背景に、団体協約も欧州規制の強化も望まないUNICEとのせめぎ合いだったともみなしうる。協議規定を提示したのは欧州委員会であり、それは結果として労使双方によって受諾された。ならば、① この規定は、当時形成途上にあった欧州会社法などと同様、政治組織が膠着状況を打開するために提示した条件と仮定しうるのではないか。もしそうならば、② もう一方の主要アクターであるUNICEは、また特にフランスやイギリスの使用者団体は、いつ、そしてなぜ、契約的小アプローチを受諾したのか。また、③ UNICEのセクトラル対話に対する見解は、どう変化したのだろうか。

共通見解が作成されている頃、欧州委員会および労使団体の会長と事務局長の新たな会合が1987年5月7日に開催されたが、そこには理事会議長国だったベルギー首相のマルテン（M. Martens）が加わった（Degimbe, 1999）。この作業は、ブリュッセル市内のエグモン宮で行われるが、そこもこれ以後、政労使“サミット”の伝統的な会合場所となる。この会合では、社会対話の最初の総括が行われ、3団体は継続の意志を確認した。理事会議長は、1987年6月末の欧州理事会で社会対話の展開を伝えることを確約した。1987年7月1日には第118B条で社会対話の展開に明示的に言及した単一議定書が発効、欧州委員会は社会対話を促す責務を負ったが、協約締結の方法に関しては何も記載されていなかった。

他方で、ドロールが、ゲームのルールを精緻化したのは5回社会対話を経たこの会合においてだった（Delors, 2004）。コミッションの同席のもとで、または同席なくして、社会対話を継続すること、そして、もし特定テーマに関して労使が合意に達し、それを契約的小協約に転換するならば、欧州委員会は法制化を進めないことが規定された。基本条約がこのレベルにおける社会進歩を認める限りで、欧州委員会は政策的イニシアティブを展開することには変わりはないのだが、具体的手続きこそ言及されていないものの、ここにはすでに、立法過程に対する交渉過程の優越が明示されている。

ティスケヴィッチが叙述しているように、ドロールが「欧州委員会は、皆さんが社会対話

で討議している事柄に関する立法提案を進めないことを確約する」と宣言して参加者を驚かせたのも、(ヴェルツが言及したパレ・デグモンIIではなく)このハイレベル会談なのだろう(Tyszkiewicz, 1999; Welz, 2008)。この宣言は、「使用者には歓喜(と同時に懐疑)をもって、ETUCにはいらだちをもって」迎えられた。この時から、労組は社会対話が欧州委員会と理事会によって、社会法制領域における行動の欠如の口実として使われるのではないかという疑念を抱いた。UNICEとCEEPとの会合を継続しつつ、ETUCはその関心を欧州委員会に向け、単一市場の完成に関する1985年のコックフィールド白書に似た“社会白書”の作成を求めた。

欧州委員会のこの“譲歩”にもかかわらず、UNICEは欧州協約の受諾から距離を置き続けていた。ドロールは、その後の社会対話の停滞と困難を、次のように記している(Delors, 2004)。

「一方では時代の雰囲気にあった一定の規制緩和を伴う大規模市場の実現と、他方では新たな形態の規制と社会的政策協調のバランスを見つけることは容易ではなかった。使用者団体に、私が前者のオプションの人間ではないことを説明するのに時間を費やさねばならなかった。双方の均衡を望んでいるのだと。非常に好戦的で、(欧州政策を)1988年以降過度に社会的とみなしたUNICE事務局長と仲違いもした。彼に言ったのだが、『もしわれわれに国境なき大市場を軌道に乗せて欲しいならば、社会的パートナー間で討議し、交渉するのを拒否することに固執するのは認められない』と。しかし、帰趨を強制しようとする私の試みにもかかわらず、結果は中途半端だった。困ったことに、私は社会的パートナーの自治を支持していたのだが、欧州委員会が機関車に石炭を焼べないと何も進まなかった。私は常にプロセスが停滞してしまうような亀裂の上にいた。それは時間を浪費するものだった。」

こうした状況を打開するための取り組みが、(社会対話をバイパスして行われた)共同体社会憲章の採択や企業経営者から求められていた欧州会社法の策定だった。欧州会社法は、西欧諸国で発達した異なる形態の経営参加制度に対応する必要があった。

1988年に欧州委員会作業部会が刊行したSEC文書、“域内市場の社会的側面”は、こうした試みを理論的に裏付けるものだったともみなしうる(European Commission, 1988)。文書は、利害関係を異にする資本主義経済のアクターが、合意に基づいて生み出す仕組みを欧州社会モデルの構成要素として統合するアプローチが、他の2つのルート、つまり、立法者によるシステム形成(規範的アプローチ)と国内市場依存(分散化したアプローチ)より建設的であると指摘している。15年にわたる雇用危機の時代、イノベーションと社会実験の余地のない前者は適切性を喪失した。後者は、フレキシブルな資源管理のメリットはあるものの、意思決定はしばしば近視眼的で、不正競争をもたらし、社会的結束が考慮されない。それは、全ての人々の生活と労働条件の向上をもたらさないだろう。

必要なのは、社会的ダンピング、違法労働、直接・間接労働コスト管理などの単一市場の課題に鑑み、欧州労使関係システムを社会調和の手段に据える、経済社会統合に他ならない。共同体は、欧州と国内レベル、そして、法制化行動と団体交渉が相互補完関係にあるような仕組みを形作るべきである。欧州機関の法的イニシアティブと産業の両サイドの行動のバランスの確立は、各加盟国の慣行と伝統の多様性を乗り切ることを可能にするだろう。この文

書は、“2重の補完性原則”を構成する“水平的補完性”概念に基づく仕組みを求めているが、具体案の提示には至っていないと言える。

文書によれば、社会対話は対話なのだが、もしそれが規制手段としての役割を果たすならば、国内と同等の協約に基づく関係に導く必要がある。しかし、現在の加盟国システムの不均質性に鑑みて、欧州団体協約を検討するのはなお非現実的である。署名者の権利と義務が異なるため、この概念そのものが標準化される必要がある。また、欧州レベルと他水準の相互関係の問題も解決しなければならない。セクトラル合同委員会に関しては、一部の例外を除いて欧州団体協約に関する進展がほとんどないものの、産業の両サイドが勧告や協約の採択をどの程度望むかを検証することは興味深いとした¹⁷。それは、ヴァル・デュシェス対話を拡張するものと見なしうからである。

同年にETUCが刊行したポジションペーパーによれば、全ての西欧諸国において、広義の社会政策は立法と団体交渉という2つの要素に依拠しているため、2要素が相互補完的であり、結合されていることが欠かせない(ETUC, 1988)。欧州レベルは、特に多国籍企業と諸セクターに関して、新たな交渉水準となりうる。社会対話は、協約の立法拡張を望む社会的パートナーの意思によるか……不一致を克服するための手段として、欧州委員会によって主導される立法の参照点として機能しうる。つまり、パレ・デグモン期の労組の立場は、トランスナショナルとセクトラル水準を新たな交渉領域として捉え、労使が協約の法的拡張適用を欧州委員会に求めるか、または欧州委員会が協約を立法の基準として利用することを求めていることになる。

ドロールは、任期2期目に入った6日後の1989年1月12日、再びエグモン宮で3団体会長と事務局長、国内加盟団体代表と会合した(Degimbe, 1999)。参加者は、共通見解の評価と考察を行い、共同体レベルでの対話の継続に合意、その結果を国内レベルで明示化する必要性を強調した。ETUCが表明した共通見解の段階を脱して、契約と法制的アプローチの均衡を見出すという見解に関しては、なお合意が得られなかった。他方で、欧州委員会が作業中のプロジェクトに関して、適切な時期に協議を受ける必要性を強調している。会合は中間的結論を全会一致で採択し、小規模なパイロットグループ(運営委員会)を設置した。

この“将来の作業に関する内部結論”によれば、パイロットグループの目的は、社会対話に永続的の推力を与え、選択テーマに関する作業を開始し、作業グループ社会対話で示された共通見解を評価することにあつたが、様々な準備中の計画や提案に関し、社会的パートナーが協議を受けるようコミッションに求める権利を有することが第3項目に付記された。しかし、社会憲章行動計画に関する実質的な事前協議が行われたにもかかわらず、パイロットグループに与えられた協議請求権は、「部分的にしか利用されなかったことを認めざるを得ない(Commission des Communautés Européennes, 1992)」。

1989年10月4日の会合でも、労使の隔たりは明らかだった(Goetschy, 1991)。欧州委員会にとって、社会対話は、EU社会政策を最適化し、正統化するためのツールだった。ティスケヴィッチによれば、社会的側面は2つのパラダイムから構成されていた。ひとつは、(他領

17 農業セクターでは、1978年と1980年に労使代表が農業労働者の労働時間に関する2勧告を採択した。

域の調和化に対し) 社会政策の最低基準設定であり、もうひとつは社会対話である。UNICEは社会対話が法制化によるソーシャル・ヨーロッパ建設の前提となる協議の場であるべきだと考えていた。そのセクトラルレベルへの分散化を受け入れつつも、必要なのは、交渉ではなく対話である。

1990年1月26日のパイロットグループ会合は、ETUCが新技術に関する共通見解案を採択しうよう協議することを確認、国内と共同体の全てのレベルにおいて、公共機関と社会的パートナー組織に共通見解を普及させることを決定した (Degimbe, 1999)。欧州委員会の評価文書によれば、ETUCとCEEPは、この普及が加盟国と共同体セクターレベルでなされうるとしたが、UNICEは、セクターレベルでの施行に何ら関心を示さなかった (Commission des Communautés Européennes, 1992)。これは、セクトラル団体を統括しないUNICEの組織構造に由来するのか。また、この叙述は、(交渉ではなく対話を前提条件にした) UNICEの社会対話分散化の受諾が、1989年10月4日のパイロットグループ第2回会合で生じたとするゴエツィの理解と整合するのだろうか (Goetschy, 1991: 45)。

(4) アドホックグループ

いつ、そしてなぜ、UNICEは基本政策を転換をしたのだろうか。関係者の証言に基づく様々な解釈は、組織としての使用者団体の意思決定の時期、およびそれに決定的な影響を与えた要因を特定しないものの、大枠を示している。1991年1月25日、パイロットグループによって設立されたアドホックグループは、3欧州団体連盟のハイレベル代表、および交渉の全過程で代表団のスポークスマンとなる3団体の事務局長から構成された (Degime, 1999)。ドゥジャンプが議長を務める会議の目的は、共同体社会法の形成において社会的パートナーが果たしうる役割を定義することだったが、それは実質的に、基本条約第118b条案を策定することを意味していた。

既存の叙述の齟齬は、ここでもみられるのかも知れない。欧州委員会の評価文書が、社会的パートナーは「協約的および法的アプローチの構成に関する問題と共同体レベルでの交渉が引き起こす法的および技術的問題に関する意見交換に集中」したと記している (Commission des Communautés Européennes, 1992)。この叙述は、すでにUNICEが共同体レベル交渉を受諾した印象を与えるのだが、ヴェルツによれば、使用者が不協和音を克服したのは、1991年6月以降のことである (Welz, 2008)¹⁸。

少なくとも社会的パートナーは、ルクセンブルグ議長国が作成した新条約の社会条項案を詳細に検討した後、1991年6月28日に欧州理事会議長 (ルクセンブルク首相) に送った書

18 労使の見解の相違から、アドホック委員会の作業は、1991年3月に欧州委員会が最初の改革案をIGCに提示するまで進まなかった。この提案は、ルクセンブルク議長国案と共に、1991年4月に労使に拒絶された。1991年6月には、UNICEの会長理事会が欧州団体交渉に関して交渉者に委任を与えることを拒絶するが、この動きはイギリスとギリシア、ポルトガルの使用者の反対を背景としていた。使用者の不協和音を克服し、展開しない討議打開の契機となったのは、CNPFのペリゴ (F. Perigot) が、団体協約がウィンウィン状況をもたらすとフランス使用者を説得することに成功したこと、そしてCBI事務局長のプライス (Dick Price) の協約受諾の方向転換だった。この立場は、1991年10月の署名後、ほとんど彼の職を賭すことになる (Welz, 2008: 267-268)。

簡において、共通見解と勧告に関して社会対話を強化、充実させ新たな段階へと引き上げることを宣言（第2項目）、3団体が交渉のリズムと内容、性質を決定する自治を有し（第3項目）、また、欧州委員会が社会領域において提案を作成する前に協議することを求めている（第4項目）（Degimbe, 1999; Commission des Communautés Européennes, 1992）。特に第4項目は、UNICEが、この時点までに欧州委員会の事前協議提案を労使合意項目として受諾していたことを示している。

この方向転換の経緯は、ロスがある程度詳細に叙述している（Ross, 1995）。

「社会対話アドホックグループは、社会的パートナー間の瀕死の協議を再生させるために設置されたドロール肝いりのプロジェクトだった。4月会合では、彼にとっては社会対話は長いキャリアの最後の課題だったのだが、DG V総局長のドウジャンプが議事をつかさどり、ヴァンチュリーニが静かに臨席した。ETUCは……欧州委員会の“交渉か、さもなくば立法”のアイデアを望んでいたが、それはパトリック（ヴァンチュリーニ）が長い間、彼らと共にその作業に取り組んだからだけではなかった。ETUCは、国内の組合機構以上に欧州委員会の支援に依拠する弱い組織だった。ブリュッセルでの交渉結果は、ETUCをはるかに重要にし、下部団体の支持を生み出すだろう。

UNICEにとって社会対話は、ただの会談だった。ETUCは、欧州委員会の元々のアプローチは使用者が常に欠落してきた真の交渉のインセンティブを提供しようと理解していた。したがって、ティスケヴィッチが、UNICEはルクセンブルク・ノンペーパー修正案よりも欧州委員会案を選好していると述べるのを聞き驚いたという。パトリックは、この大きな変化は、一部の国内使用者団体、特にフランスのものが、欧州レベル交渉の有用性に関する見解を改めたからだと主張した。

UNICE関係者との会話は、異なるロジックを示す。UNICEは、閉塞感を覚えていた。条約の変更はほとんど望んでいなかったが、何らかの修正が起こることを想定して行動しなければならなかった。欧州委員会案を選好したのは……共同体社会行動を制限するのが容易なように思われたからである。UNICEにとっての否定的な（ETUCにとって肯定的な）点は、初めて欧州団体交渉の原則を受け入れなければならないことである。4月の社会対話は、したがってIGC交渉が社会的パートナー間にダイナミックを生み出し、それが特定状況下で欧州団体交渉への象徴的突破をなしとげたことにある。ならば、どうIGCが展開するかによって、新たな社会政策の潜在的可能性があったのかも知れない。」

ティスケヴィッチ自身によれば、この間の経緯は次のようなものだった。

「パパンドレウ（Papandreou）欧州委員は、1991年初めに社会的パートナーを招集し、新条約によって付与される役割に関して望むものを協議し、可能ならば合意に達するよう誘った。実際、彼女は単一欧州議定書第118b条を書き直し、提案をIGC議長に示すように誘ったのだった。これ以降、9ヶ月の集中的な組織内討議と社会的パートナー間の頻繁な会合が続いた。問題は、社会的パートナーが、新条約下で、欧州社会政策を自らの手に取り、交渉によって決定する権限を合同で求めるかだった。ETUCにとっては、解答は明らかに“イエ

ス”だった。彼らは常にそれを望んでいた。それは欧州委員会、特にドロールの希望でもあり、彼はすでに1985年に、そうした取り決めを求めていた。

使用者にとっては、解答は自明でも、容易でもなかった。彼らが集権化を回避することには言及した。彼らはまた、構成員から法的委任を獲得する能力も懸念した。彼らが代表する個別企業の反応はどうなるのか？ 欧州レベル交渉は、多数の加盟国で後退しつつある労組の影響力を、不適切にブーストしないのか？ 欧州レベル協約は、施行可能なのか？ だとしたら、どう行うのか？ これらの、そしてはるかに多くの問題に対する見解は鋭く分かたれており、熱心に討議された。結局、支配的になったのは、新IGCがほぼ確実に社会問題におけるQMVの範囲を拡張し、欧州委員会は、1989年社会行動プログラムで示したように、飽くことのない、しばしば質的に疑念を抱かせる立法化の性向をもち、理事会は今やそれを通す立場にあるという点だった。使用者がこれに満足しないならば、対策はひとつしかなかった：介入するオプションを確保し、そしてETUCと最も適切な取引を交渉することである。」

アドホックグループの作業は、理事会議長国のものを中心とする一連の新条約案作成に並行して行われた。マーストリヒト条約改定IGC初期にEUレベルの社会的パートナーシップの強化を積極的に求めたのは、欧州委員会とベルギー政府、欧州議会だけだったが（Falkner, 1998）、ここにはベルギー案（1991年2月）、欧州委員会案（3月）、ルクセンブルク案ノンペーパー（5月）、ルクセンブルク案（7月）、オランダ案（10月）などが含まれる。事前協議規定は、経済社会評議会内に設置される準立法機関、欧州労働委員会にその権限を付与するベルギー案を含む、全ての条約案にすでに包摂されていた。協議と交渉水準に関しては、セクターレベルを例示するか、言及しない形態をとっている。

5. これからの研究計画

最も重要な“ミッシング・リンク”は、以下の点にある。事前協議規定に関しては、欧州委員会がパレ・デグモン会議において“社会対話と立法提案の交換条件”を提示した契機、そしてパイロットグループにおける自主協議の欠如を含む、強制協議規定案の浮上の背景に求められる。欧州委員会関係者は、インタビューイーが指摘するように、システム形成のために使える手段を全て利用しようとしたのだろうか。ベルギーやオランダ制度は、このプロセスにどの程度の影響を与えたのだろうか。協議水準に関しては、初期社会対話からのクロスセクトラル協議の連続性のみならず、構造的条件、とりわけ1980年代のセクトラル対話とUNICE組織構造の状況、そしてそれに基づくアクターの選好の相互関係を検証する必要がある。今後の作業は、アムステルダム社会史研究所が所蔵するものを含む文献収集、および、これらのポイントの解明に特化した調査票の再構成に始まることになる。

【補足 EC 条約旧第118a 条および第118b 条】**第138 条 (旧第118a 条)**

1. 欧州委員会は、共同体レベルにおける労使 (management and labour) の協議を促進する責務を負い、また関係者へのバランスの取れた支援を行うことにより、その対話を促進するための措置を取らなければならない。
2. この目的のため、欧州委員会は、社会政策分野における提案を行う前に、共同体行動の方向性に関し、労使と協議を行わなければならない。
3. そうした協議の後、欧州委員会が共同体行動を望ましいものと判断する場合、委員会は想定される提案の内容に関し、労使と協議を行わなければならない。労使は、欧州委員会に意見、または適切ならば、勧告を提示しなければならない。
4. そうした協議に際し、労使は、コミッションに第118b 条に規定されるプロセスを開始する要望を伝えることができる。手続きの期間は、労使と欧州委員会が合同でその延長を決定しない限り、9 ヶ月を超えてはならない。

第139 条 (旧第118b 条)

1. 労使が望むならば、共同体レベルにおける労使対話は、協約を含む契約関係に帰結しうる。
2. 共同体レベルで締結される協約は、労使と加盟国の手続きと慣行に従って、または、第137 条の対象となる事柄に関しては、署名者の共同の要請により、欧州委員会の提案に基づく理事会の決定により施行される。理事会は、当該協約が第137 (3) 条で言及される領域に関するひとつ以上の規定を含む場合には全会一致で決議するが、それ以外では特定多数決により決議する。

訳出した条文は、アムステルダム条約 (英語版) に依拠している。

【参考資料】

Commission des Communautés Européennes (1989) 'Étude comparative des dispositions régissant les conditions de travail dans les états membres de la Communauté', SEC(1989)1137, Bruxelles.

Commission des Communautés Européennes (1991) 'Premières contributions de la Commission à la conférence intergouvernementale; Union politique', SEC(1991)500, 30/03/1991, Brussels.

Commission des Communautés Européennes (1992) 'Bilan du dialogue social depuis 1989', 19 juin 1992, Bruxelles.

ETUC (1988) 'Position of the ETUC on the social dimension of the large European market', *Europe*, No. 1495/1496, 11 March 1988.

ETUC, UNICE and CEEP (1991) 'Agreement on social policy concluded between the Member States of the European Community with the exception of the United Kingdom of Great

- Britain and Northern Ireland' (Europe/ EUR-Lex, <http://eur-lex.europa.eu/en/trities/>).
- ETUC, UNICE and CEEP (2001) 'Joint contribution by the social partners to the Laeken European Council', (www.unice.org).
- European Commission (1970) 'The Community's social policy at the beginning of the nineteen-seventies', *Bulletin of the European Communities*, May 1970, Vol.3, No.5.
- European Commission (1972a) 'The first Summit Conference of the enlarged Community', *Bulletin of the European Communities*, October 1972, Vol.5.
- European Commission (1972b) 'The Social Europe', *Bulletin of the European Communities*, November 1972, Vol.5.
- European Commission (1984) 'The social dialogue in the Community', *Social Europe*, September 1984, No.2/84.
- European Commission (1985a) 'Bulletin 1-1985/ Relations with workers' and employers' organization', *Bulletin of the European Communities*, 1-1985.
- European Commission (1985b) 'Annual economic report 1985-86: A cooperative growth strategy for more employment', *Bulletin of the European Communities*, 10-1985.
- European Commission (1986) 'Follow-up to the social dialogue to the Val Duchesse', Brussels.
- European Commission (1990) 'Opinion', October 1990, COM(90)600.
- European Commission (1991) 'Proposal on the social dimension and the development of human resources', *Bulletin of the European Communities*, Supplement 2/91.
- European Commission (1993) 'Agreement on Social Policy', COM(93)600 final.
- European Commission (2002) 'Communication from the Commission: The European social dialogue, a force for innovation and change', COM(2002)341 final.
- European Commission (2003) 'The sectoral social dialogue in Europe', Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- European Commission (2005) *The Social Agenda 2005-2010: A Social Europe in the Global Economy*, Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- European Commission (2006) *Social Dialogue Summit: 20 years of European Social Dialogue*, 29 September 2005, Palais d'Egmont, Brussels.
- European Commission Working Party (1988) 'The social dimension of the internal market', *Social Europe* (special edition), Luxembourg.
- European Council/ Commission (1970) 'The establishment by stages of economic and monetary union in the Community: Interim report to the Council and the Commission', *Bulletin of the European Communities*, July 1970, Vol.3, Supplement to No.7.
- European Parliament (1990) 'Martin II Report', OJ90/C 231/97.

【参考文献】

- 中野 聡「EUのフレキシキュリティ政策——社会的コンセンサスを求めて」社会政策学会編『社会政策』第3巻第2号 2011年
- 前田 充康『EU拡大と労働問題』日本労働研究機構 1998年
- Berger, S. and H. Compston ed. (2002) *Policy Concertation and Social Partnership in Western Europe: Lessons for the 21st Century*, New York: Berghahn Books.
- Clegg, H. A. (1979) *The Changing System of Industrial Relations in Great Britain*, Oxford: Blackwell.
- Degimbe, J. (1999) *La politique sociale européenne: Du Traité de Rome au Traité d'Amsterdam*, Bruxelles: Institut syndical européen (ISE).
- Delors, J. (2004) *Mémoires*, Paris: Plon.
- European N. S. (1991) 'Belgium is proposing the creation of a European Committee on Labour as

- well as an increase in community authority and effectiveness in social matters', *Europe N. S.*, No.5424, 7 February 1991.
- Europe N. S. (1991) 'Non-Paper, Draft treaty articles with a view to achieving political union', in *Europe*, No. 1709/1710, 3 May 1991.
- European Industrial Relations Review*, various issues.
- Fajertag, G. and P. Pochet eds. (2000) *Social Pacts in Europe-New Dynamics*, Brussels: ETUI.
- Falkner, G. (1998) *EU Social Policy in the 1990s: Towards a Corporatist Policy Community*, London: Routledge.
- Goetschy, J. (1991) 'Le dialogue social Européen de Val Duchesse: Un premier bilan', *Travail et Emploi*, no. 47.
- Goldthorpe, J. H. ed. (1984) *Order and Conflict in Contemporary Capitalism*, Oxford: Clarendon Press.
- Hall, M. (1994) 'Industrial Relations and Social Dimension of European Integration: Before and After Maastricht', in R. Hyman and A. Ferner (eds) *New Frontiers in European Industrial Relations*. Oxford: Blackwell.
- Hartenberger, U. (2001) *Europäischer sozialer Dialog nach Maastricht: EU-Sozialpartnerverhandlungen auf dem Prüfstand*, Baden-Baden: Nomos.
- Kitschelt, H. ed. (1999) *Continuity and Change in Contemporary Capitalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Lange, P. (2003) 'Maastricht and the social protocol: Why did they do it?', *Politics and Society*, vol.21, no.1.
- F. Laursen and S. Vanhoonacker (1992) *The Intergovernmental Conference on Political Union*, Dordrecht: Martinus Nijhoff Publishers.
- Ross, G. (1995) *Jacques Delors and European Integration*, Cambridge: Polity Press.
- Paul Marginson and Keith Sisson. 1998. European Collective Bargaining: A Virtual Prospect? *Journal of Common Market Studies*, vol.36, no.4.
- Mias, A. (2005) 'Le dialogue social européen, 1957-2005—Genèse et pratiques d'une institution communautaire', thèse présentée et soutenue au Conservatoire National des Arts et Métiers.
- Shroeder, W. and Weinert, R. (2004) 'Designing institutions in European industrial relations: A strong Commission versus weak trade unions?', *European Journal of Industrial Relations*, vol.10, no.2.
- Streeck, W. and P. C. Schmitter (1991) 'From national corporatism to transnational pluralism: Organized interests in Single European Market', *Politics & Society*, vol.19, no.2.
- Teague, P. (1989) 'Constitution or regime? The social dimension of the 1992 project', *British Journal of Industrial Relations*, vol.27, no.3. (W/p.318)
- Traxler, F. et al. (2001) *National Labour Relations in Internationalized Markets: A Comparative Study of Institutions, Change and Performance*. Oxford: Oxford University Press.
- Tyszkiewicz, Z. (1999) 'The European social dialogue, 1985-1998: A personal view', in E. Gabaglio and R. Hoffmann eds, *European Trade Union Yearbook 1998*, Brussels: ETUI.
- Venturini, P. (1989) '1992: The European social dimension', Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities.
- Welz, C. (2008) *The European Social Dialogue under Articles 138 and 139 of the EC Treaty*, Alphen aan den Rijn: Wolters Kluwer.